

第 88 回定例会 質 疑 通 告 書 (令和 2 年 11 月 30 日)

質 問 者	答 弁 を 求 め る 者	質 問 の 要 旨
鎌塚 聡	市 長	<p>議案第 71 号 淡路市国民健康保険税条例一部を改正する条例制定の件</p> <p>1 この改定による影響をどう見ているか。</p> <p>議案第 73 号 淡路市立図書館設置条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>1 改正案 8 条では現行 7 条との違いとして、但し書きにある開館時間の変更の主体が館長から教育委員会へと変わることになる。現行 7 条は、新たな津名図書館ができたことで増える改正案 7 条、9、14 条関係の部分とは異なり、館長のもつ役割からくるものだと思うが、なぜ現行のように館長のままではだめなのか。館長の役割を後退させることにならないか。</p> <p>議案第 79 号 淡路市新火葬場造成工事請負契約締結の件</p> <p>1 当初の造成設計、基礎調査でなぜわからなかったのか。きちんと調査がされていたのか。</p> <p>2 雨水排水設備工の追加は、今回の他の工法変更によって、もとの排水処理の計画が変わることからくるものか。</p> <p>議案第 77 号 新市まちづくり計画の変更の件</p> <p>1 議案書 5 4 p にあるその他の収入について、現行の平成 32 年と改正案の令和 2 年で 12 億円(それ以降の年度でも 10 億円近く) 増えることとなっているが、その要因はなにか。</p> <p>議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定に関する件</p> <p>1 指定期間がどちらのホールも現行 3 年から改正案では 5 年へと増えている。サンシャインホールの一次募集の参加がなかったことと関係があるのか。</p>